

令和5年第5回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月6日（水）

議事日程（第1号）

令和5年12月6日（水）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第127号から議案第145号まで
- 第 6 請願第5号、請願第6号、陳情第13号、陳情第16号から陳情第20号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
8番	室岡啓史君	9番	広瀬大海君
10番	上杉育子君	11番	稲辺茂樹君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	坂下善英君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	佐藤孝君
20番	駒形信雄君	21番	近藤和義君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	金子聡君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	祝雅之君	農林水産部長	本間賢一郎君

観光振興部長 観部	岩崎洋昭君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	鈴木健一郎君	教育次長 (兼教育 総務課長)	磯部伸浩君
消防長	中野照之君	上下水道長 上課	森川浩行君
両津病院 管理部長	倉内学君		

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係 査長	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（近藤和義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回（12月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
- 本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（近藤和義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、15番、山本卓君及び17番、中村良夫君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（近藤和義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

- 議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る12月4日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、御報告をいたします。

会期については、本日から12月22日までの17日間といたします。

会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、この後諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、議案等の常任委員会付託を行い、散会といたします。散会後は、市民厚生常任委員会を開催いたします。

明日7日は、午前10時から議会基本条例検討特別委員会、午後1時30分から議会運営委員会を開催いたします。

8日は、午前10時から議会広報特別委員会、午後1時30分から人口減少対策調査特別委員会を開催いたします。

11日から14日まで一般質問、質問者は14名であります。

13日の一般質問終了後は、議員全員協議会を開催し、翌14日に追加上程される議案についての配付、説明を受けます。

その上で、14日の一般質問終了後、当該議案の追加上程、質疑、常任委員会付託を行います。14日の本会議終了後は、各派代表者会議を開催いたします。

15日から19日まで常任委員会審査であります。

19日は、午後3時に決算に係る常任委員会審査報告書及び人口減少対策調査特別委員会の最終報告書を配付し、委員長質疑、討論の通告の受付を開始いたします。

20日は、議案調査日といたします。

21日は、午後3時に今期定例会付託案件に係る常任委員会の報告書等を配付し、委員長質疑、討論の通告を受け付け、前々日に配付した報告書への通告も含めて午後3時30分に締め切った後、議会運営委員会を開催いたします。

22日は、午後1時30分から委員長報告、議案の採決、発議案の上程など、今期定例会最終日の議事を行います。なお、発議案については、現在のところ佐渡市議会基本条例の制定等を予定しております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月22日までの17日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は17日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（近藤和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（近藤和義君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。令和5年第5回（12月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和5年第4回（9月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてでございます。報告第24号から第30号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、9月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、新庁舎の開庁等について。新庁舎については、10月31日に建設工事が完了し、11月6日に開庁しました。新庁舎では、災害に強い庁舎を目指すとともに、バリアフリー化や相談室の整備、窓口のワンストップ化を進め、来庁者の利便性の向上を図っています。また、合併特例債を活用したことで将来の負担軽減を図ることができたと考えています。現庁舎においても新庁舎と一体的な整備を行い、来年に開庁する予定でございます。市民の皆様は新たな庁舎を身近に感じていただき、親しみを持っていただくため、新庁舎見学会を11月26日及び12月3日に開催しました。市長室や議場など市民の皆様がふだん御覧いただけない部屋も見えていただき、この庁舎が災害時などにどのように使われるかを見て、知って、体験していただきました。第1回目には約450人、第2回目には約430人、合計で880人以上の皆様から御来場いただき

ました。御来場いただいた皆様には、市長室の入室に併せて市長席に座って写真を撮っていただくなどの対応もさせていただきました。非常に楽しかったという声も多くいただいております。また、新庁舎のオープンに併せ、転入、転出、転居といったお引越に関する手続について、書かない窓口をスタートしました。さらに、行政手続のオンライン化の拡充を進めており、現在は約130の手続がオンライン化に対応しています。その上、佐渡市公式ラインをリニューアルし、オンライン化に対応している行政手続がラインから行えるようにもなったほか、市報さどや回覧板、防災情報の確認、ごみの分別方法の検索機能なども追加をいたしました。新しい庁舎のオープンを契機に、全職員一丸となって市民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

2、佐渡金銀山の世界遺産登録について。10月9日、盛山正仁文部科学大臣から「佐渡島の金山」の現地視察においていただきました。当日は、きらりうむ佐渡をスタートし、相川金銀山の宗太夫坑、西三川砂金山の五社屋山地区など、世界遺産の構成資産を中心に御覧いただき、その文化的価値を御理解いただいたものと考えております。

また、10月12日から13日までの2日間の日程で10か国の駐日大使から「佐渡島の金山」を視察ツアーで訪問いただきました。このツアーは、世界遺産登録に向け、佐渡と金銀山の価値に対する国際理解の促進を目的に外務省と県と市が共同で開催したものでございます。ツアーでは、きらりうむ佐渡のほか、相川金銀山の宗太夫坑や道遊の割戸の見学、大膳神社での能鑑賞のほか、県、市主催の夕食会において佐渡の食材をふんだんに使用した料理も召し上がっていただくなど、佐渡の多様な文化と食、その魅力をしっかりと堪能していただいたと考えております。

さらに、10月18日は盛山文部科学大臣と森屋宏内閣官房副長官、翌19日は岡野正敬外務事務次官と面会し、世界遺産登録実現に向けて国からもさらなる取組を進めていただくために、新潟県選出の国会議員、県、市議会議員連盟会長及び議会議員、また佐渡を世界遺産にする会などの関連民間団体の市民の皆様と官民協働による要望書を提出したところでございます。

その上、11月30日から12月3日の行程で花角知事と共にフランスのパリへ行き、世界遺産委員国のユネスコ大使のほか各国各所を訪問し、「佐渡島の金山」の文化遺産としての価値や地元の熱意を直接各国大使等にお伝えしてきたところでございます。市としても「佐渡島の金山」世界遺産登録の実現に向け、国や県と連携し、引き続き全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、市民の皆様にはこれまで以上の御理解と御支援をお願い申し上げます。

3、プレミアムどこでも商品券について。燃料高騰等による物価上昇に直面する市民の皆様の家計負担の軽減を図るため、緊急的に市内の店舗で利用できるプレミアム分20%を上乗せした商品券を発行しました。申込み受付を10月5日から開始し、発行予定数を上回る1万6,671人から3万2,978冊の申込みがあり、抽せんにより1万5,420人、3万500冊を販売させていただきました。商品券の利用期間は11月15日から来年1月31日まで、ガソリンスタンドやスーパー、飲食店など市内472店舗で御利用できる状況になっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。
行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第127号から議案第145号まで

○議長（近藤和義君） 日程第5、議案第127号から議案第145号までについてを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第127号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に準じ、市の職員の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第128号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年度から職員の人材育成及び利用者への安定したサービス提供を図ることを目的に、一般財団法人地域活性化センター、社会福祉法人勇樹会、社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会へ市の職員を派遣するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第129号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、職務が適正に行われていない事案の発生により、本市に対する市民の信頼を失墜させたことを重く受け止めるとともに、職員に全体の奉仕者としての意識を高めることを目的に、私自身の処分で自らを律することにより職員に適正な職務の遂行を促すために、私及び副市長の一月分の給料月額から10分の1をそれぞれ減額するため、必要な条例を制定するものでございます。

議案第130号 佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、条例中において条ずれが生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第131号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域の観光資源を有効に活用し、観光交流の促進及び中心市街地の活性化を図るため、これまで客室利用対象者を学校教育法に定める学生及び学校の教員、または学生の引率者と定めておりましたが、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録を見据えた宿泊施設の確保、また長期滞在を促し、地域内での消費の増大を図ることを目的とするほか、利用対象者の拡充を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第132号 字の変更について（大小地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により実施した県営中山間地域総合整備事業（大小地区）の施行に伴い、字を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第133号及び議案第134号は、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でございますので、一括して御説明を申し上げます。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、

佐和田野球場)、議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について(西三川デイサービスセンター)。以上の2つの議案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第135号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合から令和6年3月31日限りで寺泊老人ホーム組合が脱退することに伴い、規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第136号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算(第8号)について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ1,119万8,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、ふるさと納税の実績見込みに伴う歳入歳出所要額の計上や公共工事の平準化と戦略的観光誘客促進事業に係る債務負担行為を設定するほか、事業実施期間の見直し及びインフレスライドに伴う継続費の変更を計上し、歳入では国、県支出金、繰入金などを増額し、市債などを減額計上するものでございます。

議案第137号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ42万8,000円を追加するものでございます。補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費を計上するものでございます。

議案第138号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ57万7,000円を追加するものでございます。補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費を計上するものでございます。

議案第139号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ634万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費及び令和6年4月の制度改正に対応するためのシステム改修の経費を計上するものでございます。

議案第140号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ271万3,000円を追加するものでございます。補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費を計上するものでございます。

議案第141号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第3号)について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ1億6,126万7,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の補正及び独立インフラ設備整備の事業実施期間の見直しに伴う継続費年割額の変更を計上するものでございます。

議案第142号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算(第2号)について。本予算案は、収益的収支について支出を1,086万1,000円増額し、支出総額を19億8,094万9,000円に、資本的収支について収入を5,000万円増額し、収入総額を17億5,686万2,000円とするものです。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費及び相川診療所の運営資金に係る一般会計補助金並びに新両津病院建設事業継続費の補正を計上するものでございます。

議案第143号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算(第2号)について。本予算案は、収益的収支について収入を3万3,000円減額し、収入総額を27億4,324万5,000円に、支出を195万6,000円増額し、支出総額を27億7,511万8,000円に、資本的収支について収入を3万3,000円増額し、収入総額を13億451万

8,000円に、支出を47万円増額し、支出総額を24億897万7,000円とするものでございます。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費及び企業債償還金を増額するほか、利率の改定に伴う企業債償還利息の減額を計上するものでございます。

議案第144号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について、支出を39万1,000円増額し、支出総額を32億8,215万1,000円に、資本的収支について支出を266万8,000円増額し、支出総額を23億9,193万3,000円とするものでございます。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費及び汚水管渠工事費を増額するほか、変更事業計画策定業務委託及び井坪地区の残土の撤去工事に関わる債務負担行為を設定するものでございます。

議案第145号 専決処分承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ5億5,436万8,000円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。補正内容は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴う事業の経費を計上し、歳入ではその財源として国庫支出金、繰入金を増額計上するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） これより質疑に入ります。

議案第127号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） お尋ねをいたします。

人事委員会勧告の関係は分かるのですが、異常な物価高騰の中で、今国を挙げて物価高騰を上回る賃上げがやっぱり根本的には必要だということ言われているわけなのですが、これ会計年度任用職員等にはどのように影響するのか、教えてください。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員の関係につきましては、影響はございません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、会計年度任用職員、いわゆる臨時の職員の関係で、それは全国的にそういうことだというふうに考えていいですか。例えば同一労働同一賃金やいろいろなものの流れの中で会計年度任用職員の流れができたというのがあるわけですが、他市の状況も含めて例えば会計年度任用職員も期末手当が出たりする職種の方がいらっしゃるわけですが。そういったところにはやっぱり同じように反映させるべきなのではないかと思うのですが、新潟県内、あるいは全国的にはどういう動向なのか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員に関しましては、国の方針が示された中でそれぞれの自治体が処遇改善等をしながら対応していらっしゃるものと思っております。佐渡市についても、国から出てきたものに関しまして改善で

きるところは処遇改善をしていきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから私が聞いたのは、今国を挙げて物価高騰を上回る、働く人の賃金を上げなければいけないという流れの中で、全国的にどうなのかと、県内にはどうなのだろうか。つまり同一労働同一賃金の関係で会計年度任用職員の期末手当なども出ているわけで、あなたの考え方は分かる。私が聞いたことは、全国的、県内にはどうなのかということ聞いたのです。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） すみません。御説明申し上げます。

全国的にも県内的にも、国の指針に従いましてそれぞれのところで改善をしていくというところがございます。ただ、その改善内容につきましては多少差異があるとは考えます。一律ではないですが、改善をされているものと思っております。

○議長（近藤和義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 3つの団体に新たに職員を派遣するという内容になっておりますが、その1つ目の一般財団法人地域活性化センターというのは、ちょっと調べましたら移住、定住ですとか、あるいは地域づくりですか、地域活性化に非常に貢献している団体だというふうに感じておりますけれども、職員を派遣することによって佐渡市にとってどういう効果といたしますか、メリットを求めて派遣するのか、説明をいただきたいと思っております。

それから、次の社会福祉法人勇樹会、社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会ですが、それぞれ福祉の事業を営んでいるわけですが、そこに職員を派遣することによってどういう効果があるのか。その2点について、説明をまずお願いしたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

地域活性化センターへの職員派遣につきましては、この地域活性化センターは地域づくりプランナーを養成するための地域力創造大学というものを運営し、地方公共団体から研修生を受け入れております。その職場に派遣をした中で、地域の活性化、それから起業の創出、移住、交流の推進、魅力的な地域づくり等の政策等を学んでいき、そういった社会ニーズの変化、多様化を考えていく中で広い知識と経験を有してきていただいて、実際に戻ってきた中で施策に生かしていただきたいというところで目的を考えております。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明させていただきます。

まず、社会福祉法人勇樹会への職員派遣でございますが、これは令和6年9月に両津のほうで歌代の里の移行ということで特別養護老人ホーム朱鷺いろの杜梅津というものを開設いたします。そちらには、現在の歌代の里の入所者を一定期間かけて移動すること、このことに対する利用者、御家族の負担軽減、引継ぎも含めて職員を派遣するものでございます。あわせて、こちらにつきましては法人として先進的な自立支援介護というものに取り組んでおりますので、その部分の職員研修も兼ねさせていただきます。

社会福祉法人ふれあい福祉会の職員派遣につきましては、現在南地域包括支援センターは佐渡市社会福祉協議会が運営しておりますが、令和6年度からこちらの南地域包括支援センターは佐渡ふれあい福祉会のほうへ移行することになります。これに伴いまして、不足する専門職の派遣を佐渡市のほうから予定しております。こちらの南地域包括支援センターの運営につきましては、佐渡ふれあい福祉会を主体としまして、佐渡市と社会福祉協議会がそれぞれ職員を派遣して、3団体の共同化で初めて運営するというものに取り組むものでございます。こちらのほうも併せて職員研修を兼ねております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 説明いただきましたが、地域活性化センターのほうは多分若手の職員を派遣されるのだと思いますけれども、1名をお考えなのか。今日の上程は条例ですので、具体的な説明が難しいかもしれませんが、ぜひ今佐渡の実情を考えますと、先進的な実例をしっかりと学んで実のあるものにしていくためにはしっかりとした学びが必要だと思うので、1名と言わずもう一名ぐらい派遣して連携を取りながら進めるのがいいかなと思います。その辺りの考え方をお示してください。

それから、2つの福祉団体については、当然人員不足ということもあり、佐渡市から派遣するというところだろうと思います。しかしながら、やはり福祉団体は福祉団体として独自で職員を育成するなり、獲得するなりの努力が当然必要になると思います。何年ぐらいをめどに派遣して、また佐渡市に戻ってもらう予定なのか、その辺りについて説明をお願いします。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

人員がきちんと決まっておるわけではございませんけれども、今までの派遣においても1つの団体に複数名ということはなかなかできていない現状でございますので、全体の職員の配置数も考えながら必要な形で検討させていただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

私のほうから福祉団体2つの派遣でございますが、これにつきましては条例可決後、該当する法人と協議の上、派遣人数、派遣期間のほうは相談させていただきます。基本的には、最大3年間ということ考えております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これ新年度からやりたいので、今条例を出しているのだというふうに思うのですが、これちょっと気になるのは、歌代の里が移行することに伴って云々ということなのだけれども、それはそ

こに人がいなくても移行はできるのではないのかなという気がする。2つ目の南地域包括支援センターは、結果的に言うとな地域包括支援センターはこうやるべきだよって、向こうから学ぶというよりも、こちらが行ってこうせねばならないのではないかなというような感じなのかなというふうに思うのだけれども、その辺具体的にどうなのか、ちょっと教えてください。

それともう一つは、具体的な課題は今言った歌代の里の移行に伴う問題、南地域包括支援センターが移行する問題というのは分かったのだけれども、最大3年ぐらいという話もあったのですが、例えばそれぞれ1年やそこらでは分からないです、仕事は。そういう意味でいうと、具体的にほかの業種も含めてどうなのか。

せっかくですから、聞いておきますが、このほかに幾つぐらいの団体がありましたか。それもちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

まず、歌代の里の移行部分、勇樹会の部分でございますが、こちらにつきましては現在の入所者を安心、安定して移すということで、引継ぎと職員研修を兼ねてということで派遣をさせていただきたいと思っております。

佐渡ふれあい福祉会の南地域包括支援センターにつきましては、こちらのほうは現場対応を学ぶという研修のスタイルで派遣を予定しております。人材不足の部分と研修を兼ねたものでございます。

あと最大3年という考え方につきましては、派遣される職員の意向も確認しながら、基本的には1年単位で考えながら最大3年というふうに想定しております。

あとこれまでの派遣としましては、福祉のほうでは社会福祉協議会、愛宕福祉会、勇樹会、この3団体、あと佐渡ふれあい福祉会という4団体になっております。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

これまでの団体というところで、派遣等に関する条例の中に示されておるものは7団体ございます。今回のものを含めると、10団体ということになります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど答弁の中で、これから話し合うというような言い方をしましたが、この3団体についてはもう一応協議しているのでしょうか。協議していなかったら上げられないと思う。こちらが条例をつくったら押しかけますよという話ではないと思うのだけれども、もう大体協議は終わっているのでしょうかということを知りたいのが1つ。

それともう一つ、この3つの団体については、佐渡市との補助金の支出関係とか負担金関係とか、そのようなものがある団体はありますか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 現在法人の要望を聞いた段階で協議は全て終了しているわけではございません。条件面など、そういう詳細な部分については議決後の協議となっております。あと補助金団体としましては、勇樹会については現在施設整備を行っておりますので、施設整備の補助金を交付しているところ

ろでございます。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

地域活性化センターにつきましては、研修というような形でお願いをするところで、研修負担金というものが派遣する場合には必要になります。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今のに関連して1点確認なのですけれども、歌代の里の関係で、ただでさえ福祉の部門というのは有資格者ですとか専門職は人が足りないという話でよくやり取りの中で返ってくる話なのですけれども、今回のものについては研修兼引継ぎということなので、どこかの部署が手薄になるわけではなくて、今の歌代の里の部分であぶれているという言い方はちょっとあれですけれども、余っている人がそちらのほうに行ってしまうということなので、全体的にはどこかの部署が手薄になるということはないという認識でよろしいですか。そこら辺もしっかり委員会の中で説明していただきたいとは思っているのですが、私は、委員会ではないのですけれども。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

派遣しても佐渡市の施設の運営上問題ない範囲の中で派遣することになります。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私のほうでも改めてこれお伺いしたいと思っておりました。今回、先ほど要望が出ているところについて、この3つが挙がっているということですのでけれども、そもそもの方針というものがあろうと思います。御説明をお伺いしていると、(8)の地域活性化センターはちょっと違うかなと思うのですけれども、社会福祉法人については人員が足りないところを何となく埋め合わせのような印象すらあるということです。この分野については、福祉は特に人員は不足しているので、これを皮切りに何かいろいろな理由がついてどんどん派遣するというようになってはいけないと思うので、この市職員派遣の方針というものはきちんと定まっているのか。どこに定まっているか、御説明をお願いします。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例という形で今改正のお願いをしておりますが、派遣についての目的とか、そういったものに関しましてはこの条例に基づきまして必要な形で対応していきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 先ほどから気になっているのは、要望を聞いているという説明から始まっていて、詳細は決まっていない。そうすると、要望はありますかということをごちらから市内にある法人に全て声をかけているのか、それともトライアルしてきた側に対して応じているのか、ここが大きな問題だと思います。どうしても人手が足りないところに市の職員が派遣されるような印象があるので、そうではないということを示していただきたいのです。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

派遣の目的についてはいろいろございますが、研修の目的、それから事業移行に関する今回のもののようなものもございます。ただ、これは佐渡市のほうで考えた中で研修先として必要なところ、それからまた団体として必要な要望というところで、要望ありきということではなく、それぞれのお互いの共通点の中で必要と判断した場合に派遣をするというところがございますので、全く人員が少ないからどうしても要望が上がってきたところだけという、そのようなことではありません。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） せっかくいいことをやるのに、市民に分からないようではかわいそうだと思うので、私があえて質疑するのですが、市長から提案理由の説明があったように、職務が適正に行われていない事案が複数発生しているので、市長と副市長は自らトップとして職員に綱紀粛正を示すということなのですが、こういうものというのは今まで大体ルールがあるわけだ。これ議員全員協議会のときにも話があって、あれは違うというような話もあったのだけれども、過去の事例に照らしてみてもそういうものなのか。そうではなくて特別に市長がこういう時期だからやっぱりしっかりせねばならないということであるのか、その辺をまず教えてください。ここでいうところの適正に行われていない事案、今回もありましたけれども、どこからどこまでを指すのか、教えてください。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今までの事例等につきましては、職員が刑事罰を受けたようなもの、そういったものにつきましてはトップの管理責任というような形の中でこういった条例を出させていただいておりました。今回につきましては、6月、9月、それから今回というところで3回事務の不適正というものが続けて出てきましたので、そういった形で特別に今回はこのような形で職員にも知らしめたいというところで行うものでございます。今までの中では、事務処理につきましては、単発で出てきたものに対してそのようなことはしていなかったのが現状でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、今後は3つたまとやるということですか。その部分が重要なのだって。やっぱりこれは3つたまったらやるとか、だからそのルールが大事なのであって、全体として職員も含めてぴりっとしているとは言いませんけれども、やっぱりその部分が重要なのではないですか。そうしないとおかしいことになります。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自らのものをこの場合はこうと言うことは、そもそもおかしいのだろうというふうに考えています。やはり今回複数あったということもございますが、特にこの3つ目の案件につきまし

ては、やはり時効が終わっていたという点もあるというふうに思っています。そういう点で佐渡市のほうで歳出を組まなければいけないということもあると思います。そして、この3つであるとか4つであるとかではなくて、これはいろいろな形のタイミングもあろうと思いますが、内容も大事だというふうに思っています。例えばもう机の中に書類を入れないというルールを数年前からつくっているにもかかわらず、これが複数起きている、そしてまた意図的に業務を放棄している、こういう例が見られたということでございます。そういう点で職員にもう一度考えてもらいたいと、そういう思いの中で取り組んだわけでございますので、この内容をまた、もちろん3回、4回とか、そういうのも基本的にはあるかもしれませんが、3回だからとかではなくて、基本的にはやはり今職員にしっかりと、市民に向けて、市民の皆さんのために一緒に働こうというところの意識をもう一度しっかり持っていただくという点で判断させていただいたというものでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 言わんとする意味は分かりましたけれども、そこはきちんとした私の言葉で言うと、内部統制の中でも再三再四机の中にそういうものを置いては駄目だよと言ってきているのだと、改めて職員に徹底をするのがやっぱり要るのではないのですか。市長、副市長が不祥事などで減給するとか減俸するというのは、実は出来事としては、これかなり大きな出来事なのです。これをあまり軽々に使うとおかしなことになるだろうと私は思うわけで、その辺はしっかりしないといけないと私は思うわけ。この後、多分渡辺市長が市長になれるのだろうけれども、どなたが市長になっても、前にこうだったではないかという話になってしまう。そうではなくて、過去も含めて再三再四今言った、机の中に置いて伝票をあれする、それで時効を迎えてしまう、こういった事態はあってはならないことだというのなら、それをしっかりと徹底することのほうが私は重要ではないかと思うのだけれども、どうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） もう本当に不適正事務の不祥事、何度も何度も、私自身も総務課長をやっておりましたので、もう伝票は机に入れない、一定の場所に決めておく、当然公的書類は机に入れない、机の引き出しというのはそういうものではないということに取り組んでまいりました。しかしながら、今回の件も2年前、3年前という件で、すぐではない。また、すこやか両津の件も以前からということで今始まったものではないというのが一つの救いではあるのですが、やはりそういうものが職員の中でまだ書類管理も含めて甘い気持ち、しばらく過ぎるとできなくなってしまう、そういうことがないようにしなければいけないというのは議員の御指摘のとおりでございます。ただ、ルールを決めておる中でルールが守れないという状況でございますので、今私が指示しておるのは、係内でまずそれを徹底し、課長が把握をし、それを定期的にミーティングを行い、部長級が把握していくということで、係内の連携の徹底をしない限り幾らルールをつくっても守られないだろうというふうに思っておりますので、まずそのミーティング、係内でのチェック機能、ここをつくろうということで今取り組んでおるところでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私は、市長、副市長の減給ということは大きなことだと思っておりますけれども、これ以外にやるのがやっぱりあったのではないかなというふうに粛々と考えておりました。今係内のチェックということをおっしゃっています。これは、係内のチェックというのはなかったということか、そう

ではないだろうと思うのですけれども、どういうふうなシステムでやるということを課長、部長、あるいは市長とかで決めるのではなくて、どうしたら自分たちはそうしないかという下からの議論が私は必要なのかなと思うのですけれども、これから新たにお互いをチェックするということは、どうしたら有効だというふうにお考えなのかも、こういうような形では二度と綱紀粛正を促すという形は取らないような、そういうことを抜本的にやる必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まさしく御指摘のとおりでございます。今まで取り組みながらミーティングはしております。しかしながら、1年、2年たっていくとそのミーティング自体を行わなくなったり、チェック機能がなくなったりしていくケースも多々見られているわけでございます。そういう点も踏まえながら、今回の件も係内でどうしたらこういうものが防げるのか、うちの係はこういうことがあるのかなのか、そこも全部チェックをして、その中で今後定期的なミーティングの中で管理職はそれを適正に管理していく、総務部内でやっているかどうかも含めて管理していくということで、その係内のミーティングの徹底をもう一度進めていくということが今回御説明した内容でございます。

○議長（近藤和義君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 字の変更について（大小地区）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場）の質疑を許します。質疑はありませんか。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） スポーツ施設の指定管理ということで質疑いたします。

この施設は、前回まで佐渡市スポーツ協会が指定管理者であったというふうに認識しておりますが、今

回はヴァーテックスという会社と一緒にになった共同体で申請をされてきたということです。それで、この施設についてはやはり市民としてはなるべく使いやすく、利便性の高い、あるいはサービスがある、そういう施設であってほしいという願いがあるわけですが、今までのスポーツ協会のみ運営ではどうかという部分は私自身も感じておりましたけれども、今回のヴァーテックスという会社が加わることによってどういうサービスが拡充されるのか。この会社は、今羽茂の温泉も運営をしております。あるいは、本土のほうではジムですとか飲食店ですとか、多角経営をしている会社ですが、その民間のノウハウがどういふふうに進展をされて、この体育施設の運営にどういふ貢献をされるということなのか。プレゼンテーションとかで説明があったかと思いますが、その辺りについて説明をお願いします。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

お聞きしたところによりますと、今回共同でということですが、スポーツ協会はこれまでの実績もごございますので、指定管理は続けていきたいという中で、外部の目というところも生かして職員の人材育成、こういったことにも取り組みたいといったことがございましたし、ヨガや筋トレなどエクササイズ事業の充実、またトレーニングルームの指導の強化、そういったことも行っていきたいという中で、ヴァーテックスの手法や技術、こういったことを取り込むことによって利用者の利便性の向上や魅力ある施設運営につながるということを考え、共同での申請をしたということ聞いてございます。

○議長（近藤和義君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） もしそれが実現すれば、利用者にとってとてもありがたい話だと思うのですが、しかしながらその評価点は前回より下がっています。これはどういふふうに進定委員会で評価をされたのか。ヴァーテックスは、今の話を伺いますと多分トレーニングですとか、そういうところの部分を担当するのみで、ほかのところについてはスポーツ協会の方が従来どおりの運営をするということだと思うのですが、やはりせっかく共同体として組んだのであれば、もっと新しく民間が入るとこんなに変わるのだなというふうなところを市民の皆さんは求めると私は思うのですが、その辺りの評価について進定委員会ではどうだったのか。そういうところが評価されれば進定のポイントは上がるはずだと思うのですが、どういふふうに進定しているのか、説明をお願いします。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

点数ということで、前回単独であったときは72点でしたので、今回6点低いということですが、佐渡市内の施設でこのような共同で行うというケースが今回初めてだったということもございまして、サービスの点というところというよりは運営の体制、こういった共同で行う上での運営の体制のところ審査員のほうとしても審査することがなかなか難しいという部分もあったということ聞いてございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、その評価は60点未満だとアウトだけれども、今回が66点、前回は72点と今答弁があったとおりなのだけれども、その経営の在り方、体制評価なのか20点の加点なのか、どこの部分が非常に落ちていたのか、教えてください。

それともう一つは、指定管理料が3年間で約8,600万円だったものが1億円でしょう。これはこの物価

高騰のような問題の中での経費が増えたということなのか、その辺この共同体にすることによってなったのか。もともと指定管理はこのぐらいということであな方が募集をかけるわけではあるのだけれども、その辺もう少し具体的に教えてください。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

評価のところ、具体的なところはちょっと今承知してございませんけれども、関係資料ということで41ページに選定基準というのが大きく4つございますが、その中でもやはり管理の運営体制の評価、この部分が平均すると若干低かったのではないかと承知してございます。

また、額のほうでございますが、今回は前回よりも上がっているということにつきましては、御指摘があったように物価高、また人件費、この高騰の部分ということになりますし、あとはソフト事業ということでここも若干上げているところでございます。市としては1億100万円ということで示した中で、今回このような若干低い形で向こうから応募があったということでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 担当委員会であるので、詳しくはそこでやりますが、指定管理料の中で人件費ということにも触れたわけなのですが、指定管理はコストカットのツールではない。今の市長ではないけれども、コストカット経営ではなくてサービスをよくするためにということ。人件費あたりの積算もしっかりとした積算根拠はあるという理解でいいですね。以前は、専務理事の人件費みたいなのもあったことあるのだけれども、そうではなくてちゃんとした人件費の積算根拠になっているということでもいいですね。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

すみません。ちょっと細かい数値については、今承知はしてございませんけれども、人件費、あとまたスポーツ施設の職員の体制もございしますが、基本的には今の体制というのを維持しながら雇用のほうは継続していきたいというふうを考えているというふうなことを聞いてございます。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今のところに関連してなのですけども、説明の中で今回初めてジョイントベンチャーというか、JV形式で申込みがあったということなのですけども、JV共同体でやったというその経緯がいまいちよく分からなくて、どういう経緯でジョイントベンチャーになったのか。それは、総合的なサービスをよくするために共同体であるべきはずなのに、今ほどの答弁の中では運営体制の部分については評価が低かったのではなかろうかというような話もあったので、ちょっと私の中では矛盾するのかなという気がするので、しっかりと説明いただきたい。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

今回共同体ということで、こちらはあくまで申請者である団体間のことではあると思いますけれども、基本的には全体の統括であったり、施設の管理というのはスポーツ協会のほうが担うということに加え、運動の啓発に関する企画の提案や教室の講師の人材の確保、トレーニングジムの強化、そういったソフト事業の部分であったり、あとは民間目線での新たなシステム、申請書のほうには利用者用の契約ロッカー

の設置ですとか、QRコードを使ったカード発行による顧客動向の把握など、そういった提案のほうもございました。こういったことに加えて、ソフト面でいえばこれまでスポーツ事業についてはスポーツ協会のノウハウというのも生かしつつも、ヴァーテックス社は高齢者向けの健康事業、またジムトレーニング事業というのが得意だということでございますので、これが合わさることで相乗効果が期待できるというような説明がございましたが、それにしても点数が低いというところは、恐らく合同ということで初めてのケースでもあったので、サービスという部分というよりはこういった運営の体制の部分で審査員の方々からするとちょっと審査は難しかったということもお聞きしていますので、若干点数のほうが高くなったのであろうというふうに承知してございます。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） やはり共同体形式でやる場合、しかも今回初であるというところがネックだと思うのですけれども、気をつけないといけないのは責任の所在というか、誰が音頭を取って取りまとめてやっていくのだというところで、例えば相談事項とか要望事項があったときにたらい回しにならないのか、その役割分担、誰がしっかりと統括で見ていくかという、そこら辺はしっかりと説明というのはなされているのですか。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

議員御指摘のとおり、リスクの分担というところは非常に大切になると思います。リスク分担につきましては、基本的には代表団体であるスポーツ協会のほうが担うということでございますが、具体、個別のケースに応じて、詳細については予算の面も考慮しながら今後双方で具体的に検討していくということは聞いてございます。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 案件に応じて個別に相談、要望事項には応じていくということと、あとトップとして統括するのはあくまでもスポーツ協会というところが今話されたのですけれども、例えばの事例でいうと、今冷水器が故障でずっと使えない状況になっていて、その指摘があったから今取っ払われている状況で、設置はされていない状況なのです。そういったような場合というのは、どこに、誰に話をすればいいのですか。例えばの話なのですけれども。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

あくまで代表団体であるスポーツ協会が一義的な窓口となるということを聞いてございますので、スポーツ協会になるというふうに承知しております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（西三川デイサービスセンター）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑に入ります。本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） お願いします。予算書の19ページのふるさと納税関連のふるさと島づくり寄附金事業の増額についてというところでございます。所管でないで、概要について教えていただきたいということで質疑させていただいております。増額ということなので、総体的にはふるさと納税の売上げが上がっているということで理解してよろしいのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○11番（稲辺茂樹君） 失礼しました。歳入だと思っていました。歳出のところですよ。取りやめます。

○議長（近藤和義君） 歳入についての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑はありますか。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 失礼しました。先ほどの13ページについての質疑で、同じ内容でありますので、19ページについてというところでさせていただきたいと思っております。

再度申し上げますが、ふるさと納税の現状について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 祝地域振興部長。

○地域振興部長（祝 雅之君） 御説明いたします。

ふるさと納税なのですが、当初予算で6億円を予算額としておりました。今回1億円ちょっと増額しま

して、寄附額が7億697万1,588円というところで予算立てをしております。今年度の状況なのですけれども、年度当初から目標数値を上回る御寄附をいただいております。特に10月につきましては、前年比400%というようなところで御寄附をいただいております。この傾向から見まして増額をしたものでございます。

○議長（近藤和義君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） ありがとうございます。目標を大きく上回っているということで、喜ばしいことだというふうに思いますが、片やその詳細についてお聞かせいただきたいと思っております。佐渡市の総体的なふるさと納税の売上げに対しまして、それに係るインターネット等の販売のプラットフォームに係る費用の割合、それから出品者への割合、佐渡市に入ってくる実質的な税の割合、これについての概要をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 祝地域振興部長。

○地域振興部長（祝 雅之君） 御説明いたします。

全体の中で占める割合という形で御説明をさせていただきたいと思っております。必要経費としましては、基本的には寄附額の50%が必要経費というふうになります。中に含まれるものなのですけれども、管理会社への委託料ですとか決済の手数料、これはインターネットで決済するパターンが多いので、例えばカード決済、あるいはドコモですとかスマホを使った決済手数料、あと広告費、このようなものが50%の中に入ります。その中にさらに返礼品というものがあります。これは、全体の28%というところで推移をしてございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○地域振興部長（祝 雅之君） 失礼しました。返礼品なのですが、主なものとしては1位がお米になります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） もう一回、次の質疑で発言してください。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） すみません。先ほどの質疑の内容がよく伝わっていないのかなというふうに思います。全体的にふるさと納税は、売上げが高い割に手数料がかなりかかっているというようなところが課題ではないが、これは常識的な状況になっているというふうに言ってもしょうがないのだろうというふうに思いますけれど、私が知りたいのは、具体的には全売上げの中で市収入が具体的にどのぐらいあるのかということと、あとはふるさと納税が伸びているということで、これはずっと、もっともっと右肩上がりしていただきたいという思いから、その辺の対策と昨年来、今年度も相当強化されているというふうに思いますが、その辺についてどのような傾向があるかということをお教えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 祝地域振興部長。

○地域振興部長（祝 雅之君） 御説明いたします。

まず、寄附額に対して市に実際に入ってくる収入の部分なのですけれども、これは寄附額に対しておおむね50%が佐渡市の収入ということで残ります。返礼品、先ほど私は28%というふうに申し上げました。実は、10月にニュースなんかでも出ておりましたが、ふるさと納税のルールというものが改正になりまし

た。その中で、全体の必要経費というものを全部含んで50%以内に抑えなさいよというようなルールに変更されました。先ほど少し申し上げましたが、必要経費として決済手数料みたいなところ、あるいは広告費、この辺は必ずかかってくるものです。それらを除いていくと、返礼品の割合というものがどんどん縮小していくというような内容になっております。佐渡市のほうとしましては、このルールの変更前から実は30%のところでは返礼品の割合を決めて実施しておりました。なので、実際寄附に関して控除される分、その分は返礼品の分を残して実施をしているという状況です。全体の傾向としましては、全国の中でも佐渡市ではルール改正によって変更はあまりないというようなところでございます。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ふるさと納税の状況でございます。返礼品の3割というのは、以前から基本的に決まっています。ベースが3割ということで、それを超えてはいけないというルールです。おおむね残りの2割、例えば1万円に対して3,000円の返礼品、2,000円ぐらいがその中間組織を含めた、ふるさと納税を受けて、そしてこちらと調整をして出す、その間の組織経費ということで約20%、経費は50%ということになるわけです。実は、9月ですか、大幅に伸びたというのは、CMとか、そういうものが今まで別でできたものが経費の中に全部入れてくださいという変更になった関係で、ほかのところはやはり3割でCM費を抜いていると。経費の中に入れるには結局商品の値段を下げなければいけないと。そういうところで損だということで、ふるさと納税が前倒しで起きて400%ということになったということです。ですから、前倒しの結果が出ています。10月、11月は、やはり前年に比べてマイナスになっているということです。その基調をしっかりと戻そうということで今担当と話し合いをしておるところでございます。全体像としてはそういうことでございますが、まずもともと私が就任したときは3億5,000万円程度だったふるさと納税、これはやはり専用職員で今サントリーから来ていただいて、ふるさと納税で一番大事なことは地元の商品づくりと情報発信、この2つでございますので、情報発信については楽天を含めて非常に取り組んでおりますし、佐渡汽船も新たに取組を始めております。そういう点で情報発信を広げながら、地元のお店屋さんを回りながら今商品を新たにどんどんつくっている。これから我々が目指して10億円を目指していくには、やはり水産系のものをもう少し出していきたいという思いで今いろいろな形で事業者と議論をしておるところでございますので、トータル的には今年の7億円というのは達成を目指していきたいと思っておりますし、できるだけ近いうちに10億円を目指して取り組むというのが今の佐渡市の方向性でございます。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を終結いたします。

6 款農林水産業費から7 款商工費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 債務負担行為の関係でお尋ねをしたいと思います。

観光関連で島内の貸切りバスの確保のため云々ということで債務負担行為1,900万円近くあるのですが、これは全国的にこの問題は今オーバーツーリズムとかいろいろな関係の中で言われているわけなのです。これはこれで十分対応できるのですね。債務負担行為のことで聞くのです。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

この事業につきましては、従前から取り組んでおる事業でございます。やはり島内で稼働できるバスの台数がかかなり少なくなっております。新潟交通においては、貸切りバスそのものは20台あるのですが、実際に稼働できるのが七、八台ぐらいだというふうにお聞きをしております。そうした現状がある中で、その中でも団体旅行としてお越しいただきたい。そういうための支援ということで計上をさせていただいたところでございます。

今回につきましては、債務負担行為ということで年度当初の早期、おおむね4月から6月までの期間、修学旅行が特に集中しますが、その期間による支援というところを債務負担行為としてさせていただいたところでございますので、年間トータルということになりますと、また改めて新年度予算のほうに計上をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） この際ですから、教えていただきたいのですが、ちょっとそのバスの航送料の一部ということで、多くの修学旅行って、修学旅行だけではないのだろうと思うのだけれども、航送料の補助をすることによって、例えば佐渡に来て貸切りバスを借りるとほぼ同じぐらいの航送料支援ということなのだろうか。それは、どうなっているのだろうか。ざっくり言うと、例えば航送料は30人乗りだと5万円出て、佐渡で貸切りをやるときには実は6万円なのですよとか、ちょっと具体的に教えていただけますか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

議員おっしゃいましたとおり、修学旅行だけでなく一般の団体というものもでございます。これまで一般と修学旅行を同じ支援内容ということでさせていただきましたが、今回につきましては一般の支援のスキームを縮小させていただいております。基本につきましては、バスの航路の往復の航送料、こちらは全額負担ということが基本でございます。ただし、来年度につきましては、いわゆるハイシーズンにおけるバスの航送料、こちらにつきましては一般分についてはあくまでも4分の3までの支援ということにしております。それから、乗務員の往復の運賃につきましては全額負担ということ、これは基本でございますが、来年度につきましては一般団体、こちらはハイシーズンにおいては2分の1の支援というスキームでございます。それから、乗務員の宿泊費、これにつきましては従来実施していないものにつきまして廃止ということにさせていただいております。このような支援内容ということで計画をしておりますし、なおかつ、すみません、冒頭で申し上げるべきでしたが、一般につきましては島内2泊以上のツアー

一というところに限定もさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと若干これまでと中身が変わるようなのですが、その制度設計をした一般人は4分の3とかにしたというものの根拠というのか、それこそ今テレビでもコロナが明けて各地の観光地が本当ににぎわっているというのをやっているわけで、佐渡もこれから世界遺産絡みやいろいろなことで来ていただくのは大いに必要なことだというふうに思うわけで、これそうした根拠は一体どういうことなんでしょうか。もっともっと拡充するほうがいいのかな、そして島内経済も潤うのかななんて思うのですが、その辺の制度設計の考え方を教えてください。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

この制度につきましては、あくまでも費用負担というスキームでございますが、一方やはり佐渡の観光そのものを魅力ある観光地にしていくという施策も必要であるというふうに考えているところでございます。費用負担につきましては、一定の負担ということでこちらのほうは制度設計をさせていただき、トータル的には選ばれる観光地に対する施策というものも充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 制度設計の考え方でございます。もともとがやはりこれ修学旅行の支援、修学旅行時にバスが大量に必要だというところの支援、そして修学旅行というのはやはり学校によって一定程度旅費が決まっているという中で島にいっぱい来ていただきたい、それが基本ベースでございました。しかしながら、一般の団体にまで広がっております。これは、もちろん税金としてどんどん出していくというのは一つの方向性かもしれませんが、これはもう明確に旅費の負担になります。そういう点を考えていくと、今世界遺産登録に向けてしっかりと多くのお客様を高付加価値のおもてなしの中で入れていきたい。そして、もちろんバスを乗せることによって当然佐渡汽船は大きな利益になるわけでございますので、佐渡汽船を中心にした支援をしていくという形の中で、行政としてやはり一般のお客様の旅費を負担していくというその基本概念を考えたときに適正かどうかという議論の中で、ただ今まで取り組んできたことを全体で減らすわけにいかないという概念の中から、一定程度削除する方向で今後関係旅行会社を含めて御理解をいただきたいというふうに考えております。

一方で、修学旅行についてはやはり競争もありますし、子供たちを受け入れていくというのは、将来の佐渡にまたおいでいただくということで将来投資という面もございまして、修学旅行についてはできる限りの支援をしながら、また一時期にバスが要するという特殊事情もございまして、支援をしていくということが基本であるということの考え方から制度設計を組ませていただいたというところでございます。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費から 7 款商工費までについての質疑を終結いたします。

8 款土木費から10款教育費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 39ページ、佐和田中学校の大規模改修事業です。これは、事業実施期間の見直しに伴う変更ということですが、4億2,450万円近くの事業、この期間を変えるということの御説明を改めてお願いいたします。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

こちらは、分割で工事発注のほうをしておりました。建築、電気、機械設備と。建築のほうは通ったのですが、電気、機械設備のほうが入札不調ということで工事が進まないという状況になっております。こちらのほうが整い次第、また再開はしたいと思いますが、今のところは工事ができないということなので、今年度の分を下げた来年度以降にやるという形で今回継続費の補正も併せてやらせてもらっております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 一番望ましいのが今年度からということだったけれども、遅れるということの影響はどのように見えていますか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

影響というのがどういうあれなのかですが、そもそもこの工事については長寿命化、大規模改修というところでございます。一般の耐震改修とか、そういったものではございませんので、そういった面では影響は少ないと思っております。

○議長（近藤和義君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今ほどの佐和田中学校の大規模改修です。今回入札が不調になった原因は調査されていると思いますが、50年を超える校舎です。地域の方も、生徒たちも早い改修を望んでいると思います。今この物価高もありますし、来年度に繰越したとしてきちんと令和7年度末に完成できるのか私もちょうと不安を感じておりますが、その辺りのところについてはどういうふうに分しているのか、説明いただけますか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

今回不調になったものについては特殊な工事の部分になりますが、そういった技術者の不足という話を伺っております。今大きな工事、建築関係がちょうど多い時期でもございます。それが多分もう数か月もすると終わっていきだろうと。それを見越してこの後入札のほうを再度公告したいと思っておりますので、工期的にも1年半ぐらいというところを見込んでございます。ちょうど春から始めれば夏休みが2回入るような形で、できるだけ夏休みを利用した形で工事のほうはやりたいと思っております。

○議長（近藤和義君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費から10款教育費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第136号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を終結いたします。
議案第137号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 相川診療所です。運営資金の補正が5,000万円かかっています。これは、何のための5,000万円なのか、御説明をお願いします。

○議長（近藤和義君） 倉内両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（倉内 学君） 御説明いたします。

相川診療所につきましては、令和4年度から診療所化ということで病床が19床となり、運営を開始しているところです。この運営資金につきましては、昨年度は一般会計補助金5,000万円のほか、その前年度の病院時代に救急医療をやっておった関係で救急医療対策事業分ということで3,700万円余り、また19床

に減ったことによって病床再編の単独支援という形で昨年度は6,600万円余りを運営資金として活用したところがございます。その部分が今年度はなくなったことによって、一般会計補助金を合わせて昨年度は1億5,000万円余りを運転資金として活用していたところですが、今年度同程度不足が見込まれたところではありますが、外来診療等で整形外科、また内科も島内の病院が閉院した等によって外来診療等が増えていることもあって、当初予算時は1億円ということで運転資金をやっていたのですが、今年度の見込みを見たところ、やはり全体として1億5,000万円程度不足するというので、5,000万円の補正をお願いするものであります。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） いろいろ公共料金とか、そういうこともあったのかなと思ったのですが、これは年間を通して結果的に1億5,000万円足りなさそうだということで、今回追加で5,000万円補正をしたという理解でよろしいですか。

○議長（近藤和義君） 倉内両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（倉内 学君） 御説明します。

議員のおっしゃられるとおりでございます。

○議長（近藤和義君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 専決処分承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今この間ずっと一連でニュースになった、国がやる減税云々という中の専決処分なのですが、委員会審査では資料が出るのでしょうかけれども、具体的に電力、ガス、食料品等の高騰重点のやつは何万円で何世帯ぐらいになるのか。

それともう一つ、冬期のいわゆる低所得者に対する灯油購入というのはどのぐらい対象になるのかをお尋ねをしたいと思います。

それともう一つは、いつものことではあるのですが、財政調整基金を入れているのはどういう理由なのか、改めてお聞きします。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

対象者数についてですが、対象者数は7万円給付、5,000円の上乗せ給付とも7,300世帯を見込んで予算計上させていただいております。

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

財源についてですが、今回予算書上は一般財源というふうにしておりますが、この後国等の状況を見まして、後の補正のほうで充当できればというふうを考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと不勉強で申し訳ないが、灯油購入はこれ独自になるのですか。それとも国のメニューにあるのか、それちょっと教えていただきたいのが1つ。

もう一つは、人件費の関係で会計年度任用職員報酬増になっているのですが、これは新たに雇うということなのか、それとも財源を振り替えてここにやるというのか、どういうことなのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

灯油助成のほうですが、今回示された国の市町村の推奨メニューの中にもございますが、今回国のほうが示す前に市独自としてこちらの上乗せとしたことで、一般財源で計上したものでございます。この後、国の交付金を使うかどうかというところは、この後の補正予算の中での協議になるかと思えます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会福祉部長（吉川 明君） 大変申し訳ございません。会計年度任用職員については、新たに雇う人数を予算計上しております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第127号から議案第145号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第5号、請願第6号、陳情第13号、陳情第16号から陳情第20号まで

○議長（近藤和義君） 日程第6、請願第5号及び第6号、陳情第13号及び陳情第16号から第20号までについてを一括議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管する委員会に付託をいたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これより散会した後、市民厚生常任委員会を開催しますので、出席者は速やかに第2委員会室に御参集ください。

本日は、これにて散会をいたします。

午前11時44分 散会